

令和元年12月大竹市議会定例会（第4回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	報告第6号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更) (建設部監理課)	<p>議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>1 工 事 名 本庁舎耐震改修工事 2 工 事 場 所 大竹市小方一丁目地内 3 履 行 期 限 令和2年11月26日 4 専決処分年月日 令和元年11月20日 5 変更前請負金額 893,160,000円 6 変更後請負金額 902,846,600円 7 請 負 者 広島県広島市南区西荒神町1番8号 株式会社浅沼組 広島支店 執行役員支店長 古市 康司</p>	建設部長
2	議案第58号	訴えの提起について (健康福祉部保健医療課)	<p>国民健康保険における負担の公平性の確保及び保険財政の健全化のため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えの提起をすることについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 訴えの趣旨 相手方に対し、損害賠償金として金2,994,422円及びこれに対する平成29年5月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。</p> <p>2 事件の内容 平成29年5月10日、相手方が運転する自動車により本市国民健康保険被保険者が負傷したため、本市が、この治療に要した医療費を保険給付し、国民健康保険法第64条第1項の規定に基づき、本市は、被保険者が相手方に対して有する損害賠償の請求権を代位取得した。これまで相手方に対して損害賠償に係る請求を行ってきたが、相手方に支払の意思がなく、訴訟によるほか解決する手段がないものと判断し、訴訟を提起するもの。</p>	健康福祉部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 59 号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (総務部総務課)	<p>1 制定の理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするもの。</p> <p>2 条例の主な内容 〔第 1 条〕 本条例の趣旨 〔第 2 条〕 給与の種類及び支払方法 〔第 3 条〕 フルタイム会計年度任用職員の給料の決定 〔第 4 条～第 10 条〕 フルタイム会計年度任用職員の給料等 〔第 11 条〕 パートタイム会計年度任用職員の報酬の決定 〔第 12 条～第 18 条〕 パートタイム会計年度任用職員の報酬等 〔第 19 条〕 給与の額を算出する場合における端数処理 〔第 20 条〕 給与からの控除 〔第 21 条〕 会計年度任用職員の給与の特例 〔第 22 条〕 条例の施行に関する委任の規定 〔附則〕 給与に関する特例、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与</p> <p>3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第 60 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について (総務部総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正する条例及び主な内容 [第 1 条] 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 ・休職の効果に関して、会計年度任用職員に係る規定を追加する。 [第 2 条] 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・減給の効果に関して、会計年度任用職員に係る規定を追加する。 [第 3 条] 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・非常勤職員等の勤務時間、休暇等の規定から、臨時的に任用される職員を削除する。 [第 4 条] 大竹市職員の育児休業等に関する条例 ・育児休業及び部分休業に関して、会計年度任用職員に係る規定を追加する。 [第 5 条] 大竹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・報告事項の対象となる職員に、会計年度任用職員（短時間を除く。）を追加する。 [第 6 条] 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 ・報酬の加算額に関する規程を削除する。 [第 7 条] 一般職の職員の給与に関する条例 [第 8 条] 職員の特殊勤務手当に関する条例 ・対象となる職員から、会計年度任用職員を除く規定を追加する。 [第 9 条] 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・会計年度任用職員の給与の種類に関する規定を追加する。 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日 	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 61 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 国家公務員の給与の改定に伴い、本市の一般職の職員に対する住居手当、期末・勤勉手当の支給割合及び給料月額を支給額を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>① 令和元年12月の勤勉手当の支給割合の変更 ・一般職の職員 0.925月分 → 0.975月分</p> <p>② 一般職給料表の改定 ・給料月額平均0.1%引き上げ</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>① 令和2年度以降の住居手当の支給月額の変更 ・下限 12,000円 → 16,000円 ・上限 27,000円 → 28,000円</p> <p>② 令和2年度以降の勤勉手当の支給割合の変更 ・一般職の職員 0.975月分 → 0.95月分</p> <p>3 施行期日等 公布の日 ただし、(2)の規定は令和2年4月1日から施行。(1)①の規定は令和元年12月1日、(1)②の規定は平成31年4月1日に遡って適用する。</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
6	議案第 62 号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 本市の一般職の職員の期末・勤勉手当の改正に伴い、特別職の職員(常勤)の期末手当の支給割合を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 令和元年12月に支給する期末手当の支給割合の変更 ・ 2. 20月分 → 2. 25月分 (2) 令和2年度以降に支給する期末手当の支給割合の変更 ・ 2. 25月分 → 2. 225月分</p> <p>3 施行期日等 公布の日 ただし、(1)の規定は令和元年12月1日から適用し、(2)の規定は令和2年4月1日から施行する。</p>	市長
7	議案第 63 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 本市の一般職の職員の期末・勤勉手当の改正に伴い、議会の議員の期末手当の支給割合を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 令和元年12月に支給する期末手当の支給割合の変更 ・ 2. 20月分 → 2. 25月分 (2) 令和2年度以降に支給する期末手当の支給割合の変更 ・ 2. 25月分 → 2. 225月分</p> <p>3 施行期日等 公布の日 ただし、(1)の規定は令和元年12月1日から適用し、(2)の規定は令和2年4月1日から施行する。</p>	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第 64 号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について (建設部土木課)	<p>1 改正の理由と内容 道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市が管理する道路及びその附属物の占用を許可したときの占用料の徴収について改正するもの。</p> <p>2 施行期日等 令和 2 年 4 月 1 日 また、施行期日前に占用の許可を受けたものについては、当該占用の期間が満了するまでの間は、改正前の占用料を適用する等の経過措置を規定する。</p>	建設部長
9	議案第 65 号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について (総務部総務課)	<p>広島県市町総合事務組合の構成団体である甲世衛生組合が令和 2 年 3 月 3 1 日をもって解散し、同年 4 月 1 日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるもの。</p>	総務部長
10	議案第 66 号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について (健康福祉部福祉課)	<p>大竹市さかえ子育て支援センターの管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 指定管理者 社会福祉法人 ひまわり福祉会</p> <p>2 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで</p>	健康福祉部長
11	議案第 67 号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について (健康福祉部福祉課)	<p>大竹市松ヶ原こども館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 指定管理者 松ヶ原自治会</p> <p>2 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで</p>	健康福祉部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
12	議案第 68 号	令和元年度大竹市一般会計補正予算 (第 3 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 55,777千円 ○予算総額 15,708,279千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・固定資産税現年課税分 △45,000千円 ・子ども・子育て支援臨時交付金 1,060千円 ・普通交付税 15,284千円 ・児童扶養手当国庫負担金 7,773千円 ・施設等利用給付国庫負担金 2,120千円 ・地域介護・福祉空間整備等交付金 7,681千円 ・児童福祉費国庫補助金 642千円 ・広島県議会議員選挙費県負担金 △8,179千円 ・施設等利用給付県負担金 1,060千円 ・基金繰入金 17,354千円 ・財産区議会議員選挙費繰入金 △8,887千円 ・市有物件災害共済金及び解約金 2,750千円 ・臨時財政対策債 62,119千円 (歳出) ・人事管理事務 37,134千円 ・庁舎等管理事務 2,000千円 ・国庫補助金等返還事務 6,814千円 ・選挙事務 △38,401千円 ・ゆうあいの里ナースコール改修工事 3,500千円 ・地域介護・福祉空間整備事業費補助金 7,681千円 ・国民健康保険特別会計繰出金 △8,700千円 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 1,700千円 ・市立保育所運営管理事業 6,300千円 ・児童扶養手当支給事業 23,321千円 ・未婚児童扶養手当受給者臨時・特別給付金 438千円 ・未就学児安全対策工事 1,500千円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者																						
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費（自動心肺蘇生装置） 2, 7 5 0 千円 ・ 幼児教育推進事業 4, 2 4 0 千円 ・ 総合市民会館改修事業 5, 5 0 0 千円 <p>2 債務負担行為の補正</p> <p>○変更</p> <table border="1" data-bbox="1003 435 1966 711"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>補正前</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市議会だよりに要する経費</td> <td>令和2年度</td> <td>1,478 千円以内</td> <td>1,521 千円以内</td> </tr> <tr> <td>市広報に要する経費</td> <td>令和2年度</td> <td>8,764 千円以内</td> <td>9,581 千円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 地方債の補正</p> <table border="1" data-bbox="1003 798 1966 963"> <thead> <tr> <th rowspan="2">起債の目的</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>補正前</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td>432,300 千円</td> <td>494,419 千円</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期間	限度額		補正前	補正後	市議会だよりに要する経費	令和2年度	1,478 千円以内	1,521 千円以内	市広報に要する経費	令和2年度	8,764 千円以内	9,581 千円以内	起債の目的	限度額		補正前	補正後	臨時財政対策債	432,300 千円	494,419 千円	
事項	期間	限度額																								
		補正前	補正後																							
市議会だよりに要する経費	令和2年度	1,478 千円以内	1,521 千円以内																							
市広報に要する経費	令和2年度	8,764 千円以内	9,581 千円以内																							
起債の目的	限度額																									
	補正前	補正後																								
臨時財政対策債	432,300 千円	494,419 千円																								
13	議案第 69 号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） （総務部企画財政課）	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 Δ 7, 7 9 7 千円</p> <p>○予算総額 3, 5 9 8, 4 8 5 千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計繰入金 Δ 8, 7 0 0 千円 ・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 9 0 3 千円 <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事管理事務 Δ 9, 0 0 0 千円 ・ 国保システム等委託料 9 0 3 千円 ・ 損害賠償金請求の訴えに要する費用 3 0 0 千円 	副市長																						

	議案番号	件名	内容	提案説明者
14	議案第70号	令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 4,792千円 ○予算総額 483,214千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・一般会計繰入金 1,700千円 ・前年度繰越金 3,092千円 （歳出） ・人事管理事務 1,700千円 ・後期高齢者医療広域連合納付金事務 3,092千円	副市長